

資料2-1「新制度における市町の納付金・標準保険料率算定のおおまかな流れ」のうち、「2 各市町の納付金の算出」の具体例

資料2-2

(前提条件)県内に4市町あり、所得水準が全国平均比約0.85である架空の県において、納付金算定基礎額が20,000百万円の場合

	A市	B町	C町	D町
年齢調整後の医療費指数 (全国平均：1)	1.00	0.90	1.00	1.20
応益シェア (人数・世帯数のシェア)	25%	25%	25%	25%
応能シェア (所得のシェア)	30%	25%	20%	25%

・所得水準が全国平均比約0.85の場合、  
 応益分と応能分の割合は54:46  
 応益分：20,000 / (1 + 0.85) = 10,800 (約54%)  
 応能分：20,000 × 0.85 / (1 + 0.85) = 9,200 (約46%)  
 ※所得水準が全国平均比1の場合、  
 応益分と応能分の割合は50:50

各市町の納付金の算出 (α = 1 の場合) 原則

①所得水準の反映

ア 県全体の納付金算定基礎額を、人数シェアと世帯数シェアに応じて配分する額(応益分)と、所得シェアに応じて配分する額(応能分)の2つに分ける。  
 (応益分と応能分の比率はおおむね54:46)

県全体 20,000百万円	応益分 (約54%) 10,800百万円	応能分 (約46%) 9,200百万円
------------------	-------------------------	------------------------

イ 各市町の人数シェアと世帯数シェア(応益シェア)に応じて応益分の納付金を、所得シェア(応能シェア)に応じて応能分の納付金を各市町に配分する。

	<A市> 応益シェア 2.5% 2,700百万円	<B町> 応益シェア 2.5% 2,700百万円	<C町> 応益シェア 2.5% 2,700百万円	<D町> 応益シェア 2.5% 2,700百万円	<A市> 所得シェア 3.0% 2,760百万円	<B町> 所得シェア 2.5% 2,300百万円	<C町> 所得シェア 2.0% 1,840百万円	<D町> 所得シェア 2.5% 2,300百万円
県全体 20,000百万円	応益分 (約54%) 10,800百万円				応能分 (約46%) 9,200百万円			

②医療費水準の反映

※α (年齢調整後の医療費水準の差を納付金に反映させる係数)

年齢調整後の医療費指数により、①で配分した各市町の配分額を増減させる。

	<A市> 医療費指数 ×1.0 2,700百万円	<B町> 医療費指数 ×0.9 2,430百万円	<C町> 医療費指数 ×1.0 2,700百万円	<D町> 医療費指数 ×1.2 3,240百万円	<A市> 医療費指数 ×1.0 2,760百万円	<B町> 医療費指数 ×0.9 2,070百万円	<C町> 医療費指数 ×1.0 1,840百万円	<D町> 医療費指数 ×1.2 2,760百万円
県全体 20,500百万円	応益分 (約54%) 11,070百万円				応能分 (約46%) 9,430百万円			

③調整係数(γ)による調整

「①所得水準」及び「②医療費水準」反映後の各市町の納付金基礎額の総額を県の総額に合わせる。

※調整係数 γ = 20,000百万円 ÷ 20,500百万円 = 0.9756

	<A市> γ調整 2,634百万円	<B町> γ調整 2,371百万円	<C町> γ調整 2,634百万円	<D町> γ調整 3,161百万円	<A市> γ調整 2,693百万円	<B町> γ調整 2,020百万円	<C町> γ調整 1,795百万円	<D町> γ調整 2,693百万円
県全体 20,000百万円	応益分 (約54%) 10,800百万円				応能分 (約46%) 9,200百万円			

【参考】医療費水準を反映させない (α = 0) 場合 → 「① 所得水準の反映」の場合と変わらない。

※α (年齢調整後の医療費水準の差を納付金に反映させる係数)

	<A市> 応益のシェア 2.5% 2,700百万円	<B町> 応益のシェア 2.5% 2,700百万円	<C町> 応益のシェア 2.5% 2,700百万円	<D町> 応益のシェア 2.5% 2,700百万円	<A市> 所得のシェア 3.0% 2,760百万円	<B町> 所得のシェア 2.5% 2,300百万円	<C町> 所得のシェア 2.0% 1,840百万円	<D町> 所得のシェア 2.5% 2,300百万円
県全体 20,000百万円	応益分 (約54%) 10,800百万円				応能分 (約46%) 9,200百万円			

【結果】医療費水準を反映する場合と反映させない場合の納付金額

(単位：百万円)

区分	A市	B町	C町	D町	計
α = 1... (I) 〔医療費水準を反映する〕	5,327 (応益2,634) (応能2,693)	4,390 (応益2,371) (応能2,020)	4,429 (応益2,634) (応能1,795)	5,854 (応益3,161) (応能2,693)	20,000
α = 0... (II) 〔医療費水準を反映させない〕	5,460 (応益2,700) (応能2,760)	5,000 (応益2,700) (応能2,300)	4,540 (応益2,700) (応能1,840)	5,000 (応益2,700) (応能2,300)	20,000
納付金額の差 (II)-(I) 上段：金額 下段：ポイント	133 +2.5	610 +13.9	111 +2.51	▲854 ▲14.59	

端数処理の関係で合計が合わない場合があります。